

補助の流れ（「八戸市危険ブロック塀等安全対策支援事業」）【募集期間中】

◆ 補助の流れ

- 1) チェックリストの「1. 補助要件」で補助要件を満たすか確認してください。
- 2) チェックリストの「2. 申請の提出書類」のうち、【申し込み時に必要な書類】を提出してください。（令和8年5月7日から受付開始）
※工事の契約締結前に提出してください。（契約後の場合、受付不可）
※令和9年1月末日までに工事が完了し、実績報告できるもののみ受付可。
- 3) 公開抽選 ※受付期間内の申請件数が募集件数以内であった場合は公開抽選は行わず、後日、補助対象者となった旨をご連絡します。
 - ①申請者に公開抽選の案内をお知らせします。
 - ②公開抽選実施
※抽選対象者は公開抽選に出席しなくてもよいものとしており、抽選会の出席の可否は当落に関係ありません。
 - ③申請者に抽選結果をお知らせします。
- 4) 当選者（補助対象者）は、チェックリストの「2. 申請の提出書類」のうち、【当選後に追加で必要な書類】を提出してください。
- 5) 書類審査等にて交付決定が適当と判断されると、申請者に「八戸市危険ブロック塀等安全対策支援事業補助金交付決定通知書」が送付されます。
- 6) 5) の通知を受けた後、ブロック塀等の耐震改修工事等に関する契約を締結し、着手してください。
※実績報告の際に着工前、施工中、完成の写真が必要です。
- 7) 実績報告の書類を準備してください。
（チェックリストの「3. 実績報告の提出書類」に記載の必要書類を準備。）
- 8) 工事完了後、7) で準備した実績報告書類を提出してください。
※「工事完了後30日以内」又は「令和9年1月末日」のいずれか早い日までに提出してください。
- 9) 書類審査等にて適当と判断されると、申請者に「八戸市危険ブロック塀等安全対策支援事業補助金額確定通知書」が送付されます。
- 10) 補助金の額の確定の日から20日以内に口座に補助金が振り込まれます。

◆ 申込期間

- ・ 令和8年5月7日（木）から29日（金）まで（募集件数を超える申し込みがあった場合、抽選）